

# 会 議 録

## 1 会議名

令和5年度第10回吉川区地域協議会

## 2 会長挨拶

## 3 議題（公開・非公開の別）

- ・報告事項（公開）
  - （1）会長報告
  - （2）委員報告
  - （3）事務局報告
- ・協議事項（公開）
  - （1）自主的審議事項について
  - （2）地域協議会活動報告会について
  - （3）その他について
- ・総合事務所からの諸連絡について（公開）
- ・その他（公開）

## 4 開催日時

令和6年2月15日（木）午後6時30分から午後8時16分まで

## 5 開催場所

吉川コミュニティプラザ 3階 大会議室

## 6 傍聴人の数

2人

## 7 非公開の理由

なし

## 8 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：五十嵐豊、薄波和夫、大滝健彦、片桐利男、佐藤 均、関澤義男、高野幸夫、中村正三、橋爪正平、平山浩子、山岸晃一

- ・事務局：吉川区総合事務所

風間所長、平山次長、山本市民生活・福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務）、平原総務・地域振興グループ班長、霜鳥総務・地域振興グループ主任

社会教育課

9 発言の内容（要旨）

【平山次長】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 委員 11 人の出席を報告
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 会議録の確認：五十嵐委員

【山岸会長】

- ・ 挨拶

【平山次長】

- ・ 議長の選出について、上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により山岸会長から議長を務めていただく。

【山岸会長】

- ・ 次第 3 報告事項(1)会長報告であるが、頸北地区地域協議会正副会長会議を 1 月 19 日に開いた。新年になりコロナも落ち着いたので、顔合わせを兼ねて行った。任期終了も近づき各区の活動状況の情報交換と私達だけで終わらせたくないという思いから、今まで敢えて規約を作らなかったが、今回、皆さんに提議し、会則案を示した。結果的には各協議会に持ち帰って全員協議にかけることで終わっている。任期も終わり新規の役員になる訳であるが、頸北 4 区の長い歴史のある地域性を生かして色々な情報交換と、まかり間違っても同じ協議事項があったとしたら情報交換だけでなく色々なアドバイスを含めて進めていただきたい。4 区には研修会もあるが正副会長は会を掌握する代表者であるので、その会長副会長の会議は重要だと思っている。色々な会議の進め方も含めて活用させていただいて、有意義なものにしていただきたい思いから今回規約を示した。そのときに 28 区の会長会議をやっていないので、ぜひ開いてもらいたいと要望があり、この 4 区の正副会長会議として、「28 区会長会議を開いて欲しい。独自予算もあるし色々な意味で市長と話をさせていただきたい。」と地域政策課に話したところであるが、残念ながら今年度はやらないという結論をいただいた。それも皆さんに通告してあるが、非常に残念なことである。
- ・ 次に、1 月 31 日に開かれた道の駅活性化検討会に、私と中村地域づくり部会長が出席した。出席者は道の駅の関係者、ゆつたりの郷、杜氏の郷、四季菜、くつろぎ長屋

の代表と商工会、長峰城址保存会、観光協会であった。今後のスケジュールは、我々が思うスケジュールではなくて令和 8 年以降という話であった。道の駅の関連で話をさせてもらおうと、我々が就任した令和 2 年から取り組んでいるので、このスケジュールで今更動くことも残念である。ある代表者は、この活性化委員会で関係者が会すということは何億かの事業費でも付けてくれるのかとの発言もあったが、関係者としては速やかに活性化に向けて事を進めていただきたいという思いは私も含めて強い。そうでなければ何回もこのような会議をしても意味がないという人もおられた。けれども折角行政が本腰を入れて活性化ということでここに来て動いているので、尊重もしたいし、一緒に仲間になってどうしたら 3 つしかない、よしかわ杜氏の郷道の駅を活性化できるのか、頭を寄せて、知恵を出してやるべきであるということ間違いはない。私からは以上である。

- ・続いて(2)委員報告をお願いしたいが、委員から報告はあるか。

**【佐藤副会長】**

- ・今週末、青少年育成会議でニュースポーツのボッチャ大会をやることになっており、参加者が増えている。次回、報告させていただく。

**【山岸会長】**

- ・(3)事務局報告をお願いします。

**【平山次長】**

- ・報告は 3 点ある。「吉川区における公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用について」(意見書)に対する回答について、社会教育課から説明させていただく。

**【宮崎参事】**

- ・資料 1「吉川区における公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用について」に基づき説明

**【山岸会長】**

- ・ただ今の回答について、質問や意見はあるか。  
(質問なし)
- ・行政財産から普通財産としなければ処分できない訳であるが、どの時点で普通財産にするのか。3 つの施設が廃止の諮問が来て我々も答申し、意見書を提出している。

**【宮崎参事】**

- ・12 月議会で条例を提案し承認いただいた。これから令和 6 年 4 月 1 日に施設を廃止する。

**【山岸会長】**

- ・12月の議会に出されたということが分かった。
- ・他にあるか。

**【薄波副会長】**

- ・公民館活動は地域に密着した活動である。吉川は広いところなので地域性がある。その中で分館が廃止された分、地域の中の活動が色々廃れてしまう。今回中央に残るが、中央で公民館活動をすればよいという訳ではなく、分館で皆さんが対峙して声を聞くなり話をするなり、公民館活動を盛り上げる形で社会教育課も対応していただくようお願いする。

**【宮崎参事】**

- ・地域の方がしていきたいことを様々な機会を利用しながらしっかりと伺いし、館だけの公民館活動だけではなく地域にあった活動を進めていきたいと考えている。

**【佐藤委員】**

- ・回答にも記載があるが、吉川区の公民館は分散している。他の区から見ても、図書館、体育館など分散しているのが特色だと思っているが改善はできないのか。

**【宮崎参事】**

- ・市の方針としては、記載のとおり既存の施設を有効活用していく。これは吉川区だけではなく、他の区も同様である。既存の施設を地域の皆様から活用いただけるように私たちも取り組んでいく。皆様からも是非施設をご活用いただくようお願いする。施設の改善等も含め、進めていくのでよろしく願います。

**【山岸会長】**

- ・意見としていただいているのが、施設の窓口に職員が常駐していることが理想だというお話があった。総合事務所に職員がいるが、そこから施設へ行くのではなく、公民館施設に職員が常駐していることが望ましいという意見があった。

- ・他に意見、質問はあるか。

(なしの声あり)

- ・以上で意見書の回答について、を終わる。説明に感謝する。
- ・続いて次の報告をお願いする。

**【平原班長】**

(地域活性化の方向性について (津有区)、資料2に基づき説明)

**【山岸会長】**

- ・ただ今の報告に、質問、意見はあるか。

**【薄波委員】**

- ・これで市内全区の方向性が出揃った。この結果はどのようにするのか。

**【平山次長】**

- ・公表については、市のホームページ上で公表されている。今後、地域協議会の中で様々な検討の材料としていく。

**【薄波委員】**

- ・考える材料と、ホームページに載せて公表するだけか。

**【風間所長】**

- ・この地域活性化の方向性を作る段階で、地域のことを考えて作られたものである。地域団体の皆さんも、これが地域活性化の目標、テーマとして位置付けられるものである。これに向かって地域の皆さんで活性化策を検討し進めていただくものである。
- ・市内全部の区で提出があったが、全区分をまとめて公表するのかという点については、今事務局では分からないが、各区で方向性が決定したので、これに基づいて活性化策が取り組まれるとも思っている。

**【薄波委員】**

- ・市から色々な活性化の方向性の動きがある。社会福祉協議会や農業委員会でも同様なことを進めている。そのようなことが連携して行われればよいものになると思うし、是非そのようにしていただきたい。単独で終わってしまわないで欲しい。

**【風間所長】**

- ・了解した。

**【山岸会長】**

- ・他にあるか。

(なしの声あり)

- ・では、次の報告をお願いします。

**【風間所長】**

- ・吉川ゆっつりの郷の営業について報告させていただく。
- ・吉川ゆっつりの郷において、2月6日（火）の営業終了後、お湯をろ過するためのタンクに破損が確認され、専門業者が破損したろ過タンクを点検した結果、修理が不可能でタンクそのものの取替が必要とのことを受け、指定管理者と協議し、温浴施設を当分の間臨時休館することとした。

- ・市民への周知は、ホームページをはじめ、報道機関に情報提供したほか、特に吉川区・柿崎区・大湊区の市民の皆様には防災行政無線でお知らせしたところである。
- ・現在、専門業者とろ過タンクの納品時期や取替の工期等について協議しているところであり、このことが決まらないと、温浴施設の再開時期も決められない状況である。
- ・市や指定管理者としては、一刻も早く再開したい思いでいるが、このような状況から、今しばらくは臨時休館せざるを得ないと考えている。
- ・この間、市民の皆さんにご迷惑おかけするが、ご理解ご協力くださるようお願いする。

#### 【山岸会長】

- ・ただ今の報告に、質問、意見はあるか。
- ・商売なので、長期休館となると客が離れる可能性がある。短期間の閉鎖で復帰できるようお願いしたい。更に、職員が対応していると思うが、常連客向けに案内をしていると思うし、修理完了時も案内をしていただけるよう伝えて欲しい。

・他にあるか。

(なしの声あり)

- ・4 協議事項に入る。委員の皆さんも、なぜ資料の配布が遅くなったのかと思っていると思う。この8年間、我々正副会長の立場では、資料はできるだけ早く配布することを事務局にお願いしてきた。1週間前に正副会長会議を開催しているが、終了後早めの配布をお願いしてきた。しかし、今回は昨日の配布で今日の会議だった。従って目を通しきれない委員もおられると思うが、なぜこうなったかという経過を説明して欲しい。

#### 【風間所長】

- ・これについては、先週木曜に正副会長により本日の会議内容の事前会議を行った。そこで意見書の提出について議題となった。そこで意見書を提出するに当たり、テーマを決めて自主的審議事項として位置付けて進めたいと説明し、資料3以降の素案を作成させていただいた。その素案を作成していたために、会議直近の資料完成、配布となってしまった。
- ・前回の1月の地域協議会では、移住定住部会から素案の提出があり、それに基づいて文言を整理させていただいた。また、もう一つの尾神岳の観光振興と道の駅活性化についても、これまでの協議の中から事務局で内容をまとめさせていただき、今

回素案として提出している。この2つの意見書提出に係る、テーマと素案の作成に時間を要し、昨日の資料発送となったものである。時間を要したことについてはお詫び申し上げるが、委員の皆様には内容をご確認いただき、意見書提出に向けてご意見をいただければと思っている。

【山岸会長】

・私から申し上げたいことは、地域協議会の権限として、当初、自主的審議事項からの意見書の提出、地域を元気に資する提案事業がある。いやあった。ところが中川市長になられてから、所長から「提案事業はなくなった。」と報告があった。皆さんも思い出していただきたい。我々が就任した令和2年。部会制にしたのは令和2年10月15日の第7回の定例会である。「元気が出る提案事業に提案したい」ということで部会制をとった。テーマを決めて3部会に分かれて設置した。提案事業がなくなったという時点までは、事務局もその認識で進めていた。議事録にも残っている。ある日から「提案事業が独自予算になったのでなくなった。」という発言があった。しかし、我々3部会は提案事業にするために活動を継続している。それは事務局も承知しているはずだ。ここで、今回、皆さんは、事務局が言う「自主的審議事項（のテーマ）にして協議した形の上で意見書につなげる段取りで進めないと意見書にならない。」という心配をしていると思うが、本来我々の目的は意見書を作り上げることである。自主的審議は、まさにこの3部会は、吉川区にとって何が問題でどうしたらよいかということそれぞれの部会でやってきていただいた。その後も「提案事業と言いながら意見書としてまとめないといけないよね」と会議の中で発言し議事録に残っている。従って、「他の自主的審議事項にしましょう」とした杜氏の郷の件と公の施設の2つの自主的審議の形はとっていないが、令和2年からずっとやってきていることだ。なので、このまままとめて意見書としても何も問題はないはずである。これがもし、事務局の言う「段取りを踏んでいないから意見書として認められません」という発言が市からあるとすれば、それは大きく問題に取り上げたいと思う。我々の目的は段取りではなくて意見書にまとめることが目的であって、「協議することをいちいち謳ってしないと駄目です」という、ルールとおっしゃったが、それは事務局のルールであって、目的は協議の中で意見書をまとめていくということである。それは揺るぎないものを持っている。それで今、説明があったように先週の正副会長会議で、言われたので今日の会議で皆さんが了解すれば、今日自主的審議事項として取り上げ、しかし、これまでも協議しているし、関係課とも話をしている。議事録を見て欲しい、残って

いる。視察も行ったし全戸配布してアンケートもしている。道の駅は柿崎の産業グループともやり取りをしている。そのことをやってきている訳であるから、あえて段取りを踏む必要があるのかどうかも含めて皆さんからお考えをお聞きしたいと思う。それを伺った上で協議に入りたいと思う。では片桐委員からお願いします。

**【片桐委員】**

- ・部会で検討し意見書として提出することは何も問題ないことであると思う。意見書として提案するならば提案する段階で、どうなのかということを知周すべきと言われているのだと思う。それについては、そうだと思うが、内容については妥当であると思う。

**【大滝委員】**

- ・意見書としてこの内容で提出してよいかということだと思うが、段階は積んでいかなければならないと思う。また独自予算が提案できなくなり意見書しか出すことができないとなれば、皆さんの同意を得て、項目は沢山あるが、提出できればと思う。

**【五十嵐委員】**

- ・問題になっている内容がよくわからない。今まで協議会で活動してきたものを整理したところでテーマが表面化されるのではないか。その上で今日の資料3かと思う。行政的には手順があるのか分からない。あるのであれば今まで協議もしてきたので、これを意見書としてよいのではないかと思う。どこが問題なのか。私はこれ以上お答えできない。

**【山岸会長】**

- ・ここで私からだが、我々は令和2年に地域協議会委員に任命されている。その時いただいた資料に「自主的審議事項とは」と記載がある。地域協議会では地域住民としての観点から地域の課題や地域活性化などについて話し合う。このため自主的な判断で区内の課題等について話し合うこととなる。この自主的な判断でというところである。まさに我々がやってきたところであるが。自主的審議事項として議論した結果は意見書として市長に提出することができるが、次のページに自主的審議の流れとあり、普通であれば、地域協議会で協議して、テーマを決めて自主的審議事項として話し合うかを決める。事務局が言うには、そのステップを踏んでいないまま今までやってこられており、意見書にまとめても云々ということである。さて、ここで何回も言うが地域を元気にする事業を提案するという権限が剥奪された。意見書提出しか残らない。独自予算に盛り込めと言われるが、3割負担の独自予算、し



かも実行主体になれない地域協議会がそれに乗れる訳がない。今までやってきたことはどこで出すか。意見書しか残っていない訳である。提案事業にしたいくて3部会でずっとやってきたのである。議事録に残っているし。無くなったということであれば、今後この手順を踏まない意見書に繋がりませんよというのなら、その時点で教えて欲しかったと思う。さらに言えば、去年12月の地域協議会でもこのまま意見書に向かっても良いのか確認をした。その時点では大丈夫となっている。先週の打合せで、段取りを踏んでいないから下手をすると意見書として認めてもらえないかもという話があった。その時点では、今日の協議で、段取りを踏むには今日しかない。自主的審議事項として取り上げて、今まで自主協議でやってきたのであるから、意見書として今日、事務局から整えていただいた案を提出することになる。ただ、事務局の考えでは、今日ではなく、3月の地域協議会で協議して承認が得られた上で提出となり、4月末で回答をいただくことになる。我々の任期は4月の末まであるが、そうすると通常は3月の地域協議会で終わるが、もう一度お集まりいただくことになる。もう一度集まっていただき、回答について協議する訳である。来なかったら次の方々に申し送りをしないといけない。何度も言うが、確かにいただいた資料の流れには記載していないが、目的は意見書を作り吉川区はどうあるべきか、どうしたいのかを市長に伝えることが自主的審議事項の中で我々が吟味してきた、4年間をかけてやってきたことの最後の形態である。そこをよくお考えになって、この手順を踏む形・スケジュール案を良しとして、4月末の返事を待つのか、今日、この日付で出すのか、そうすると1箇月早まる。3月中または4月に入るかもしれないがそういう流れになる。私はそれでよいと思っている。手順を踏めというので、今日した協議は自主的に審議してきている。それで今日、皆さんに、昨日配布した案で、了解いただいたことで提出ということが私としては最大限譲歩した流れだと思う。無くなったというタイミングで、意見書にするのであればこうしないといけない、とアドバイスがあって然るべきだし、12月に事務局にお聞きした時にもアドバイスがなかった訳である、それで先週になっている。ここをよく皆さんお考えになってどうされるかをお聞かせいただきたい。

・関沢委員お願いします。

【関沢委員】

・会長、ちょっと理解できないが。自主的審議事項がなくなったのか。

【山岸会長】

・自主的審議事項から意見書にしていくということ。行政の手順からすると、である。

【関澤委員】

・各部会で審議したものが出せないということか。

【山岸会長】

・手順を踏んでいないから、このままだと出せないとまでは言ったかどうかだが。この手順を踏まえてくれと。

【関澤委員】

・地域政策課からその話があったのか。

【風間所長】

・（挙手し）発言しても良いですか。

【山岸会長】

・待っていただきたい。後にして欲しい。

・今聞いた上で、どうか。自主的審議を今日経てやろうとすると意見書提出は先になってしまう。手順を踏んでいくと。

・そのようにするのか、今日、手順を踏んだ形をとるには自主的審議事項とすることを皆さんから承認をいただく。それでこれまでやってきたことを意見書として纏めたものができているので、それを今日承認してもらって提出すると。

【関澤委員】

・それでよい。

【風間所長】

・（挙手し）発言しても良いか。

【山岸会長】

・ちょっと待っていただきたい。後で発言を求める。

【高野委員】

・今まで色々話し合ってきたことを、事務局はまとめてくれた。これで私は良いと思う。この内容で賛成である。

【中村委員】

・資料が届き内容を見たが、これなら良いかなという内容であった。事務局と話したが、3月に見てもらわう時間がないとすれば、その気持ちを持っていたのは確かである。事務局はこれだけのスピードでまとめてくれたということは、事務局の努力もあり、我々の審議の成果もありこの形になったのではないかとと思っている。従って3月と

いう話をしたが皆さんがこの内容で賛成するのであれば、できれば早めに出していただいた方が良いと思う。年度をまたぐのはあまりよくないので早い方が良いと思う。文章的にも大変よくできているし、出していただけるのであれば早めにお願ひしたい。ルールとかはあると思うが、我々が話し合ってきたことは事実である。それを汲んでいただいているので、早めに出していただけるのであればお願ひしたいと思う。

**【橋爪委員】**

- ・私も資料の3のとおりでよいと思う。事務局も色々な意見をまとめて作っていただいたので、これでよいと思う。

**【平山委員】**

- ・事務局のお話を聞かないとお答えできない。事務局の説明を聞かせていただきたい。

**【山岸会長】**

- ・承知した。所長お願ひする。

**【風間所長】**

- ・事務局からお伝えしたいことは、意見書を提出したいというご意見があった時点で、手順等を説明できていなかったことについては申し訳なく思っている。
- ・会長副会長会議の中でも説明したが、自主的審議事項のテーマを定めてというところがあるが、テーマが決まっていないから意見書が出せないと言っているわけではなく、止めているわけではない。このテーマという地域協議会で統一した、意識と言うか主旨を決めていただき、それを基に意見書を作成するのものだと思っている。したがって、テーマを今回事務局で案として作成したが、今までの議論を進めてきた中で、皆さんの思いを文章にして、これが主旨となり、意見書の基になるもので、これを委員の皆さんに確認をお願ひしたい。まずは自主的審議事項としてテーマをまとめ、意見書の素案を作成した。ここで内容を委員の皆さんに確認していただき、内容に間違いがなくあっているという確認が取れば、意見書が提出できる。私どもは、止めたということではなく、主旨と内容が合っていて皆さんの意思、主旨が統一されているということが確認できれば、意見書として提出できると思っているので、委員の皆さんでご審議いただきたい。

**【山岸会長】**

- ・関沢委員からの質問に答えて欲しい。

**【風間所長】**

- ・私が、テーマがないと、と言ったのは、統一された意思の確認ができていなかったため、そこをテーマとして決めて、本日提出したが、その内容で皆さんが良いということになれば、それに従った意見書内容の作成につなげていきたい。

【山岸会長】

- ・地域政策課からの指示はあったのか。

【風間所長】

- ・地域協議会委員手引きにあるように、自主的審議のテーマとして話し合うことになっている。

【平山次長】

- ・意見書を提出する流れの中で、地域政策課には手順を確認した。

【山岸会長】

- ・いつしたか。

【平山次長】

- ・2月初旬である。

【山岸会長】

- ・なぜ12月に私が確かめた時点でしなかったのか。なぜ。

【平山次長】

- ・そこはお詫びするしかない。申し訳ない。

【山岸会長】

- ・ご苦労いただいているのに、心苦しいが、もっと前の段階で分かっていたら、2か月3か月前から流れが変わった。そうしていただければ、2か月前にそのような場面があった。更に先ほども言ったが、提案事業が無くなったというその時点と、2回チャンスはあった。チャンスというかアドバイスをいただく時点がね。
- ・平山委員、途中でした。どうぞ。

【平山委員】

- ・今の話で分かったが、意見書については、この時点で内容を確認し、良いということになれば提出できるということでしょうか。

(事務局；はいという声あり)

- ・そこで時間が取れなければ次回になってしまうということか。

【平山次長】

- ・それについては、先ほど来お詫びさせていただいているが、資料を送付するのが昨

日であったということで、事務局の考えと委員皆さんの考えとすり合わせをさせていただきたいと考えている。そこで時間がかかれば、意見書の提出も3月の協議会後になってしまうという説明をした。

**【平山委員】**

・分かった。テーマと意見書について、この内容でよいかというのが、皆さんのご意見次第で決まるということか。

**【山岸会長】**

- ・テーマがはっきりしないと、という言い方をされるが、提案事業に向かうときに3部会に分かれた時そのものがテーマであって、令和2年の9月17日の第6回地域協議会で、この時に分科会でテーマを決めて進めていこうということをやとりしている。
- ・これは12人がそれぞれやると時間がかかるから、分科会に分かれてそれぞれがテーマに向かって情報収集や意見交換をやるということで動いていたはずだ。まさにこれは、我々が出そうとしている意見書のオオモトではないか。このテーマが見えないとか分からないとか言うことが残念だと思う。我々4年間やってきている。令和2年の第6回の議事録を読み直していただくとなぜそうなったかも書いてあるし、先ほども言ったとおり、確かにあの時は他の自主的審議事項はそのような段取りとは違うけれども、今回はずれているが、テーマは決まっているから3部会に分けた。テーマに向かってそれぞれがやってきて、毎回部会の活動報告をしてもらって質疑、意見交換をずっとやってきている。自主的審議を。そのテーマは何かといえば、部会の名前にあるではないか。それで良しであれば、自主的審議事項のテーマとしては3つ挙げたいと思う。その中で意見書にするのは、先月から出ている若者移住定住部会と道の駅のもの、これを承認いただければ、この時点で意見書として出せる、出したいと思うが、確認させていただきたい。

**【関澤委員】**

・私は賛成。

**【山岸会長】**

・意見を聴くより、挙手でよいか。

**【薄波委員】**

・テーマは3つと言ったが、資料のとおりだと2つ。2つということか。

**【山岸会長】**

・自主的審議事項として3つやってきた。意見書として提出するのは2つになったと

いうことだ。だからテーマは3つである。

**【薄波委員】**

- ・自主的審議事項として登録するのは、2つで、2つ目には(1)、(2)があるということか。会長が言われるのは、1と2の(1)、(2)の3つとするのか。

**【山岸会長】**

- ・当初から我々が部会制をとってやってきたが、ここにはないのは高齢者対策部会である。それも含めて自主的審議をやってきた。高齢者部会は公共交通懇話会などに沿って進めていくということで、意見書には上げないという部会の決定であるので、今回テーマに出ていない。やってきたテーマは3つだ。入れなくともよいというのであれば、皆さんの意向でそれでも良いが、3つ自主的審議をしてきたのだからテーマとして挙げてはどうかということである。

**【薄波委員】**

- ・上げた方が良いのではないか。テーマを考えるなら3つである。

**【五十嵐委員】**

- ・検討中のテーマは3つのテーマを上げた方が良く思う。こういうことを検討してきたということを明記した方が良く思う。その上で意見書として挙げるものは2つですとした方が明確だと思ふ。

**【山岸会長】**

- ・今の考えで異議のある方は発言をお願いします。なければ、皆さんの同意が得られたので、自主的審議事項としてテーマを3つとして、今日挙げたと。それで自主的審議をこれまでもしてきたので意見書の決定をすることでよいか。

(はいの声あり)

**【山岸会長】**

- ・では、全員賛成で。事務局、それでお願いしたいがいかがか。

**【風間所長】**

- ・はい。今2つのテーマと意見書案が提案されているがそれについて承認いただいた。また、会長から発言があった高齢者部会のテーマについては、高齢者の移動の確保ということではあるが、文面として3月の地域協議会でテーマについてお諮りしたいと思ふがいかがか。

**【山岸会長】**

- ・今日決議して意見書を提出するという決議をした。自主的審議をしたテーマは各部

会の名目そのまま結構だ。皆さんそれでよろしいか。

(はいの声あり)

- ・それをテーマにして自主的審議事項とすることで合意があったということにしていただいて、実際の自主審議は既に令和2年からやってきているので、関係団体ともやっているし、各戸へのアンケートもやっている、中学生のアンケートも含めて今回意見書を練り上げたということできたいと思う。

(事務局：承知した。)

- ・協議事項ということで改めて皆さんにお諮りしたい。意見書案について修正等あれば発言をお願いします。

**【五十嵐委員】**

- ・意見書で対策が8項目のうち「4ひとり親家庭等の学校にかかわる活動等有給休暇導入制度」とあるが、これは企業が絡む。最近難しい。やりたいことは分かる。相手は企業で有給くれと行っても会社が駄目というかもしれないし。それを市で企業に指導しなさいという言葉もあるのか。その辺も聞きたい。

**【山岸会長】**

- ・部会長。

**【平山委員】**

- ・この文書の文言については会長から説明していただく。

**【山岸会長】**

- ・上越市がその方向に向かっているという意思表示をしていただくことで、それに向かう企業も出て来ると思う。全部とは言わないが。企業側の判断なのであり得ないが。そういうことを市側に提起することが大事ではないかと思う。今されていないことは、市側として提起していただきたい。

**【五十嵐委員】**

- ・了解した。

**【薄波副会長】**

- ・尾神岳周辺の観光振興に関しての「2尾神岳周辺道路の整備・改修（道路幅の拡張や退避スペースの増設など）」の括弧内に「側溝の整備」を明記して欲しい。

**【平原班長】**

- ・側溝の整備とは具体的にどのようなことか。

【薄波副会長】

- ・尾神岳に登るために車が落ちこちて困っている、それを何とかしたいというところである。側溝の位置を明確にするとか、落ちてもしすぐ出られるようにするとか。やっている所はあるが、整備を進めて欲しいということである。

【平原班長】

- ・落下防止策とか、そういう意味での側溝整備ということか。

【薄波副会長】

- ・そうである。グレーチングを載せてもいい。

【五十嵐委員】

- ・必要な所はガードレールもつけて欲しいなと思いながら読んでいた。

【山岸会長】

- ・それも盛って、この意見書案を賛成いただけるか。

(異議はなかった)

- ・段取りを踏んでいないという話があるようであれば、その時点で改めて対応したい。多くは申さないが、吉川区地域協議会の自主的審議事項の中の意見書ということで提出する。

【平山次長】

- ・側溝の整備とガードレールの整備であるが、意見書案の2の括弧内に入れるということではどうか。

【山岸会長】

- ・そういうことだ。

【平山次長】

- ・移住定住の意見書で「7過疎地域における子育て特区制導入」は阿賀野市の取組にはなかったが、どの事例を参考とされたか教えていただきたい。

【山岸会長】

- ・特区制度はどこまで許容されるのか分からないが、行政側としては各区均等に施策をするというのがあると思う。28区均等に子育て支援をしたとしても残念ながら若者としては職場のある旧上越市と直江津地区に集中し兼ねない。この急激な過疎化の進んでいる吉川区において特区制がもし引いていただけるとして手厚い子育て支援が落とされるとすると若者がそこに入ってくるという状況が想定できるから、こ



ういう文言になってくる。どこの事例と言われると分からない。特区制を取らないと手厚い子育て支援をしないと過疎化が急激に進んでいる吉川区には若者がいつかないだろうという思いからである。

**【風間所長】**

- ・尾神岳周辺の観光振興と道の駅よしかわ杜氏の郷の活性化の文面をもう 1 回確認したい。1 の括弧内「カーブミラー、ガードレールなどの安全設備の増設」でよろしいか。

**【山岸会長】**

- ・そうです。

**【風間所長】**

- ・2 の括弧内「道路幅の拡張や退避スペースの増設、側溝の整備」でよろしいか。

**【薄波副会長】**

- ・はい。

**【山岸会長】**

- ・他になければ、各部会の報告を準備された部会がある。特に高齢者対策部会は、今回は活動報告をお願いしたい。

**【片桐委員】**

- ・高齢者対策部会は今回意見書を提出しない。テーマは交通弱者で視察や研修を重ねてきた。上越市で公共交通を検討している方向性と我々の考えている方向性がほぼ一致している。その点を 3 月 2 日の部会報告の中で話そうと思う。市の交通政策課は再編前と再編後の吉川区の在り方は我々の方向性とほぼ一緒である。

**【山岸会長】**

- ・ただ今の報告について、質問や意見はあるか。

(なしの声あり)

- ・次第の 4(2)地域協議会活動報告会について、に移る。

**【平原班長】**

- ・地域協議会活動報告会について説明

**【山岸会長】**

- ・当日ご協力いただける委員を把握してはどうか。後程お手伝いできない委員がいたら連絡いただきたい。集合は 8 時半か。

【平原班長】

- ・8時半に集まっていたきたい。

【山岸会長】

- ・次に(3)その他について、委員から何かあるか。

(なしの声あり)

- ・私から一つ。地域協議会の設置条例の確認をお互いにさせてもらいたい。私の方が多分間違っているのかもしれないが、事務局と認識のずれがあって、設置条例の7条。地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項

(2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項

(3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

以上のように、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならないと書いてある。

この間、所長とやり取りさせてもらってお聞きしたところによると7条の1、私が言うより所長もう一回行って欲しい。1と2の関連性というか、2にある「あらかじめ」というのを私は非常に重要だと思っている。その辺言われたことをもう一度お願いする。

【風間所長】

- ・7条のところ、皆さん書類をお持ちでないところ恐縮であるが、7条には諮問についてのことが書かれている。諮問に関する3つのことについてであるが、それに付随して2項に「あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。」というところがあるが、「あらかじめ」は諮問のことであって、この3つのことについて、議会

前に諮問して地域協議会の意見を聞くということである。

**【山岸会長】**

- ・という説明をいただいたが、申し訳ないが、これまでの4年間の中で諮問に出てきたことは、現場と意思疎通されてほぼ固まった時点で諮問となる。それで我々に答申を出せと1箇月以内という期間を限って求めてくるわけであるが、私が引っかかるのは「あらかじめ」という言葉が非常に大きいのではないかと思う。諮問について「あらかじめ」、諮問にならなければ聞かないでいいという逆説になってしまうが、諮問になる前に聞くことが「あらかじめ」ということにならないのか。実はさっき申した公有財産と普通財産、この区分けが12月の市議会で通ったと話していた。しかし、その前にも3施設には地域づくり会議に入って色々縷々説明した中で看板を外して、廃止、譲渡、貸付この3つから選ぶという、普通財産にしなければもうあなた方には貸さないのだし、譲りもできないのだからそれはありきなのだ。これを私がずっと言っているのは、公有財産を普通財産にするときに、まずあらかじめ協議会に問い掛ける必要があると思っているが、今の所長の説明によると、もう諮問事項になってからでないと皆さんにはお話しできないという。それがあらかじめなのかどうかということである。いや、市議会の前に声をかけるのであるからこれはあらかじめなのだ。そういうことなのか。所長、もう一回お聞きする。

**【風間所長】**

- ・諮問することは、「あらかじめ」ということなので、事前にお聞きすることになっている。

**【山岸会長】**

- ・今の言葉だと諮問にするために皆さんにお聞きするということであるが、いいか。

**【風間所長】**

- ・ここでの「あらかじめ」は諮問の時の話である。

**【山岸会長】**

- ・諮問をした時点で「あらかじめ」という解釈である。私は諮問になる前に「あらかじめ」という言葉が生きてくると思っている。ほとんど行政のやり方は固めてから、頸北斎場廃止のときもそうであった。廃止ありきで報告事項として地域に説明に入ってきた。「あらかじめ」というのは「今度、居田の斎場を新しくしたいから、これ、一つにまとめないと、そっち合併特例債使えないから、云々」という話ではなかった。固まってから来て、これ、諮問として出すから、市議会の前にあなた方に出す、これ「あ

らかじめ」ってなんか、釈然としない。私は納得できない。皆さん、これに関してご意見いかがか。

(沈黙)

・「あらかじめ」という言葉、諮問ということになると廃止するという諮問である。今回の3施設は。廃止するということで諮問にかけている。それについて、地域に影響がでるかでないかを我々が協議する訳で。これは諮問に対する協議であって「あらかじめ」という言葉がどこにかかってくるか、私には分からない。教えてください。皆さん。

【関澤委員】

・今、会長が言われた「あらかじめ」は、諮問が来たときに「あらかじめ」という意味合いなのか、それ、全協議会に同じ意味合いを徹底しておかないと、私は諮問の前に少しこういう形をもっているが。所長が言うのは、諮問が「あらかじめ」という形か。そういう言葉の綾か。今橋爪議員も傍聴に来られているので議会の協議会の項目で、議会はどのような形をもっているのか。

【山岸会長】

・条例の解釈なのできちんとした決まりがあるはずだ。その筋にというか法律に詳しい方にこの条例に関してどのように捉えるかということをして1にかかる2なのか、1・2という捉え方、どちらが正しいのか。所長の言い方は1にかかる2だと。

【関澤委員】

・どちらが正しいのか。

【山岸会長】

・いずれにしても市議会は決定権を持っている。市側の説明を受けているが、我々には決定権はないが、「あらかじめ」内容を聞かせてもらって、ただ意見を述べる立場にある。意見を述べるということは、この間の分館廃止に関しては、公有財産がいつ普通財産にする、まず、そこを我々にきかせていただいて、では何のためにするのか、廃止貸付譲渡の3つを皆さんに選んでもらうためだと。ここから実はやり取りしたかった。廃止するときには私達も同行した。報告事項でも廃止で看板を下ろしてと動いていた訳であるから。実際、地域の皆さんに、どう説明するのかを聞きたいという立場で行っていた。地域に入って地域の結論が出た後に我々に聞く。「あらかじめ」にはならないのではないのか。そこはどうも、魚の骨が喉に引っかかっている。

【関澤委員】

・今、所長が言われたのは「あらかじめ」と言うのは、諮問だという意味合いで私は理解した。私はそうじゃないと思う。諮問に来る前に「あらかじめ」という段階があるのだと理解している。その辺を各協議会に統一事項として統一しないとおかしくなると思う。

#### 【風間所長】

・そちらはもう統一されていて、私達は上越市地域自治区の設置に関する条例の上位法で地方自治法 202 条の 7 第 2 項というところでも同じようなことが載っており、そちらについても同じ解釈で「あらかじめ」と規定されているので、それに従って事務を進めている。

#### 【山岸会長】

・条例の解釈である。同じ 7 条の 2 項であるが、1 条にかかる 2 条か、私は 1 条と 2 条、分かれている解釈だが。1 号 2 号と独立していると思っている。そこの違いが何か飲み込めない。さらに言えば我々地域協議会は市議会議員と違って各区に 1 協議会ずつある訳なので、地域内のことはつぶさに行政が進めようとするのを「あらかじめ」お聞きして調査したり、協議したりする訳だ。廃止諮問ですよと出てきたところで我々が動く範囲はぐっと狭まる。区域内に影響あるかどうかと諮問ではくるが、もう既に、当の地域づくり会議は「廃止でいいですよ」という答えを出す。諮問する時点では。ではどこで地域協議会が絡めばよいかという話である。だから私は社会教育課の説明と一緒に騒いだがどうも流れ的に釈然としない。我々の権限としてある以上は「あらかじめ」は「あらかじめ」にしてもらいたいという切なる思い。これまたいつか法律に明るい人に聞いてみたいと思っているが。今日の所はこれぐらいにしておく。

・次に、5 総合事務所からの諸連絡をお願いする。

#### 【平原班長】

・(次期) 地域協議会の公募についてお知らせする。2 月 7 日に告示、3 月 9 日(土)から 21 日(木)までの公募期間で募集となる。パンフレットや応募書類は、総合事務所などに設置する。詳細は配布したパンフレットや市ホームページでご確認いただきたい。また町内会の班回覧でもお知らせする予定としている。

・もう 1 点。スカイトピア遊ランドからのイベントについてお知らせする。

・1 つは、2 月 10 日(土)午後 4 時から行われた遊ランドチャリティ企画「石川県を応援しよう」である。旬の石川県産のあんこうと寒ブリを味わう会であったが、62

人が来場し、会場で募った義援金も約 11 万円集まり、石川の義援金受付口座に送金する予定と聞いている。

- ・もう 1 点、同じくスカイトピア遊ランドのイベントについてである。
- ・3 月 9 日（土）午後から、毎年恒例の郷土料理と新酒を楽しむ会が開催される。詳細は今後周知されると予定である。

**【山岸会長】**

- ・他にあるか。なければ、次第 6 その他について、委員の方で何かあるか。  
(なしの声あり)
- ・事務局の方で何かあるか。  
(なしの声あり)

**【山岸会長】**

- ・それでは他になければ、次回の令和 5 年度第 11 回地域協議会は、3 月 14 日、木曜日。午後 6 時 30 分からとする。
- ・他になければ、閉会の挨拶を佐藤副会長にお願いします。

**【薄波副会長】**

- ・以上で第 10 回地域協議会を閉会する。

1 0 問合せ先

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL:025-548-2311 (内線 213) E-mail:yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp

1 1 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。